# 「審査過程の公開」に関するQ&A

#### 問1 選定過程は全て公開するべきではないか

答1 指定管理者の選定においては、透明性を確保するため、選定過程を公開することが望ましいことはいうまでもありません。一方で、この制度の導入は、申請者の運営ノウハウや管理運営能力に大きく期待するものであり、申請者が提案するこれらの情報(法人情報等)については、保護する必要があります。

このため、県では、指定管理者の選定過程の公開について、次のような 取り扱いをしています。

## 1 公開・公表する内容

選定委員会の委員名を事前に公表します。

審査基準についての選定委員会の会議を公開します。さらに、審査基準 を事前に募集要項で申請者に周知します。

申請者が自らまとめた事業計画の要旨を公表し、どのような内容が提案され、審議されているのかを選定過程の早い時期に県民に明らかにします。

## 2 非公開とする内容

指定管理者の選定委員会は、「審議会等の会議の公開に関する指針」における「審議会等」にあたることから、選定委員会の会議は原則公開となります。

但し、法人情報や審議検討情報など非開示情報として三重県情報公開条例で保護しなければならないものもあります。

ヒアリングを含む選考についての会議は、

会議を全面的に公開すると、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるなど、委員会の運営上、当該会議の公正又は円滑な運営に支障がある場合がある。

申請内容には、企業として公開できないノウハウや個人情報等に関する情報が含まれており、公開されることで申請団体の正当な利益が害される可能性がある。

等の理由で、非公開とすることとしています。

しかしながら、指定管理者の候補団体が決定した後には、保護されるべき法人情報に留意して、選定委員会の議事録または議事概要を公表することとします。

- 問2 全ての申請者の名称及び事業計画の要旨を公開とするに至った経緯は何か
- 答2 県民が利用する公の施設の指定管理者に応募することから、選定委員会の 委員のみならず、施設の利用者、県民に対しても、どのような団体で、ど のように施設を管理していこうとしているかなどについて、申請者の言葉 で示していくことが重要と考えています。

また、指定管理者の候補団体が決定されるまで、県民には選定過程の情報が全く提供されないという状態を回避するため、県民に対してそういった情報を示していくことも必要であると考えています。

そこで、申請者のご理解とご協力のもと、申請者の名称及び申請者が自 ら作成した事業計画の要旨については、あらかじめ県ホームページなどで 公表することにより、選定過程の透明性を確保し、県民への説明責任を果 たしていくこととしたところです。

### 問3 事業計画の要旨はどのように作成するのか

答3 県に提出する事業計画書の主な内容について、申請者自らが公表できる 内容を検討し、それを「事業計画の要旨(A4用紙1~2枚程度)」として 申請書とともに提出していただきます。なお、事業計画の要旨には、次の 内容を記載していただくことを想定しています。

法人もしくは団体の名称および概要等(申請者がどのような団体か) 管理運営方針とその具体的内容等(申請した施設にどのような考え方で 管理運営しようとしているのか、ということとその内容)